

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を改正する省令 新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二条（略）</p> <p>一の四（略）</p> <p>一の五から一の八まで 削除</p> <p>一の九（略）</p> <p>一の十一 設備規則第四章においてその無線設備の条件が定められているF二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波又はF三E電波を使用する単一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの（第一号の四に掲げるものを除く。）</p> <p>一の十三（略）</p> <p>三十九 設備規則第四十九条の十五第一項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>四十 設備規則第四十九条の十五第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>四十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>別表第一号</p> <p>一（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>ア（略）</p>	<p>第二条（略）</p> <p>一の四（略）</p> <p>一の五から一の七まで 削除</p> <p>一の八 設備規則第三条第七号に規定する空港無線電話通信を行う単一通信路の陸上移動局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの</p> <p>一の九（略）</p> <p>一の十一 設備規則第四章においてその無線設備の条件が定められているF二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波又はF三E電波を使用する単一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの（第一号から第一号の六まで及び第一号の八に掲げるものを除く。）</p> <p>一の十三（略）</p> <p>三十九 設備規則第四十九条の十五の二第一項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>四十 設備規則第四十九条の十五の二第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>四十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>別表第一号</p> <p>一（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>ア（略）</p>

送信装置											一装置							
隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	間及び送信立ち下がり時間	送信立ち上がり時間	総合歪及び雑音	総合周波数特性	搬送波電力	特種電圧特性	プレエンパシス	波数偏位又は変調度	周波数偏移又は周波数又は変調度	比吸収率	空中線電力	占有周波数帯幅	スプリアス発射又は不要発射の強度	は不要発射の強度	空線電力	比吸収率	周波数	二試験項目
低周波発振器電力測定用受信機又はスペクトル分析器	オシロスコープ又はスペクトル分析器	低周波発振器直線検波器歪率雑音計	低周波発振器直線検波器歪率雑音計	低周波発振器電力計	低周波発振器スペクトル分析器	低周波発振器直線検波器	低周波発振器直線検波器	低周波発振器直線検波器又は変調度計	低周波発振器直線検波器又は変調度計	比吸収率測定装置	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器、スプリアス電力計又はスペクトル分析器	疑似音声発生器又は疑似信号発生器バンドメーター又はスペクトル分析器	疑似音声発生器又は疑似信号発生器バンドメーター又はスペクトル分析器	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	比吸収率測定装置	周波数計又はスペクトル分析器	三測定器等
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	四 特定無線設備の種別
			○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	備設線無の九の号一第項一第条二第
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
										○	○	○	○	○	○	○	○	備設線無の号八十二第項一第条二第
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

送信装置											一装置							
隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	間及び送信立ち下がり時間	送信立ち上がり時間	総合歪及び雑音	総合周波数特性	搬送波電力	特種電圧特性	プレエンパシス	波数偏位又は変調度	周波数偏移又は周波数又は変調度	比吸収率	空中線電力	占有周波数帯幅	スプリアス発射又は不要発射の強度	は不要発射の強度	空線電力	比吸収率	周波数	二試験項目
低周波発振器電力測定用受信機又はスペクトル分析器	オシロスコープ又はスペクトル分析器	低周波発振器直線検波器歪率雑音計	低周波発振器直線検波器歪率雑音計	低周波発振器電力計	低周波発振器スペクトル分析器	低周波発振器直線検波器	低周波発振器直線検波器	低周波発振器直線検波器又は変調度計	低周波発振器直線検波器又は変調度計	比吸収率測定装置	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器、スプリアス電力計又はスペクトル分析器	疑似音声発生器又は疑似信号発生器バンドメーター又はスペクトル分析器	疑似音声発生器又は疑似信号発生器バンドメーター又はスペクトル分析器	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	比吸収率測定装置	周波数計又はスペクトル分析器	三測定器等
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	四 特定無線設備の種別
○			○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	備設線無の八の号一第項一第条二第
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
										○	○	○	○	○	○	○	○	備設線無の号八十二第項一第条二第
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

受信装置												
搬送波を送信して いないときの電力	送信速度	副次的に発する電 波等の限度	感 度	通 過 帯 域 幅	減 衰 量	ス プ リ ア ス ・ レ ス ポ ン ス	隣 接 チャ ネ ル 選 択 度	感 度 抑 圧 効 果	相 互 変 調 特 性	局 部 発 振 器 の 周 波 数 変 動	デ ィ エ ン フ ァ シ ス 特 性	総 合 歪 及 び 雑 音
低周波発振器電力測 定用受信機又はスベ クトル分析器	低周波発振器オシロ スコピー	電界強度測定器又は スペクトル分析器	標準信号発生器レベ ル計又は歪率雑音計	標準信号発生器周波 数計レベル計	標準信号発生器周波 数計レベル計	標準信号発生器レベ ル計又は歪率雑音計	低周波発振器標準信 号発生器レベル計又 はオシロスコープ	標準信号発生器レベ ル計	標準信号発生器レベ ル計又は歪率雑音計	周波数計	低周波発振器直線検 波器	標準信号発生器歪率 計
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	○	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	○	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

イ(略)

ウ 申込設備が第二条第一項第一号の四、第四号、第四号の五、第四号の六、第九号、第十号、第十一号、第十一号の二(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の

受信装置												
搬送波を送信して いないときの電力	送信速度	副次的に発する電 波等の限度	感 度	通 過 帯 域 幅	減 衰 量	ス プ リ ア ス ・ レ ス ポ ン ス	隣 接 チャ ネ ル 選 択 度	感 度 抑 圧 効 果	相 互 変 調 特 性	局 部 発 振 器 の 周 波 数 変 動	デ ィ エ ン フ ァ シ ス 特 性	総 合 歪 及 び 雑 音
低周波発振器電力測 定用受信機又はスベ クトル分析器	低周波発振器オシロ スコピー	電界強度測定器又は スペクトル分析器	標準信号発生器レベ ル計又は歪率雑音計	標準信号発生器周波 数計レベル計	標準信号発生器周波 数計レベル計	標準信号発生器レベ ル計又は歪率雑音計	低周波発振器標準信 号発生器レベル計又 はオシロスコープ	標準信号発生器レベ ル計	標準信号発生器レベ ル計又は歪率雑音計	周波数計	低周波発振器直線検 波器	標準信号発生器歪率 計
(略)	(略)	○	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	○	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	○	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

イ(略)

ウ 申込設備が第二条第一項第一号の四、第一号の八、第四号、第四号の五、第四号の六、第九号、第十号、第十一号、第十一号の二(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を

無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十一号の十四（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十四号、第十四号の二、第二十号、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第四十六号、第四十七号又は第五十七号である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験（設備規則第三十七条の二十七の十第四項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の二第一項第一号ロ及びハ並びに第二項、第四十九条の六の三第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号

行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十一号の十四（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十四号、第十四号の二、第二十号、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第四十六号、第四十七号又は第五十七号である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験（設備規則第三十七条の二十七の十第四項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の二第一項第一号ロ及びハ並びに第二項、第四十九条の六の三第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ

ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、第四十九条の七の二第一号チ、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(1)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十四の二第一号ロからハまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十七第六号、第七号及び第九号、第五十四条第二号ヘからチまで、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。)を行う。

一一・三 (略)

様式第七号

注1～注3 (略)

4 (略)

特定無線設備の種類別 (略)	記号 (略)
-------------------	-----------

、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、第四十九条の七の二第一号チ、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十五第二項、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(1)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十四の二第一号ロからハまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十七第六号、第七号及び第九号、第五十四条第二号ヘからチまで、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。)を行う。

一一・三 (略)

様式第七号

注1～注3 (略)

4 (略)

特定無線設備の種類別 (略)	記号 (略)
-------------------	-----------

第2条第1項第1号の9に掲げる無線設備		S	第2条第1項第1号の8に掲げる無線設備		Z
(略)		(略)	第2条第1項第1号の9に掲げる無線設備		S
			(略)		(略)